

議第141号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和3年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長浜市	250,000 ^円
	米原市	3,010,000
	計	3,260,000
県営農道整備事業	彦根市	3,150,000
	甲賀市	37,500,000
	計	40,650,000
県営みずすまし事業	長浜市	2,200,000
	東近江市	2,860,000
	計	5,060,000
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	長浜市	5,000,000
	計	5,000,000
県営農地防災事業	近江八幡市	2,500,000
	高島市	9,600,000
	計	12,100,000
単独道路改築事業	大津市	72,497,400
	彦根市	14,083,400
	長浜市	26,476,200
	近江八幡市	15,520,950
	草津市	22,400,000

議第141号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	守山市	30,800,000 ^円
	栗東市	10,000,000
	甲賀市	19,350,000
	野洲市	5,200,000
	湖南市	2,100,000
	高島市	21,462,000
	東近江市	16,450,050
	米原市	8,775,000
	日野町	4,200,000
	竜王町	3,600,000
	愛荘町	10,650,000
	豊郷町	1,425,000
	甲良町	840,000
	多賀町	5,175,000
	計	291,005,000
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	14,245,000
	彦根市	3,000,000
	長浜市	10,012,350
	近江八幡市	10,793,800
	米原市	16,322,600
	多賀町	15,000,000
		計
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	100,000
	長浜市	3,750,000
	近江八幡市	1,230,400
	甲賀市	5,147,000
	東近江市	2,300,000
	米原市	3,000,000
	多賀町	750,000
		計
補助都市計画街路事業	大津市	25,583,400
	彦根市	456,666,666
	守山市	21,058,875
	栗東市	24,196,725

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	東近江市	21,324,150 ^円
	計	548,829,816
単独都市計画街路事業	大津市	9,600,000
	彦根市	5,400,000
	守山市	7,500,000
	東近江市	600,000
	計	23,100,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。